

建築士制度見直しに伴う建築設備士関連事項について

1. 制度改正の概要

1) 一級建築士受験資格の付与

- 建築設備士として4年の実務経験を有する者に、一級建築士の受験資格を付与。
＜平成20年国土交通省告示108号として2月7日公布・施行。20年試験より実施。＞

2) 一級建築士試験の試験内容の見直し

- 現在の4科目を5科目とし、「環境・設備」に関する科目を追加。併せて、五枝択一方式を四枝択一方式に変更。
①計画：20問、②環境・設備：20問、③法規：30問、④構造：30問、⑤施工：25問
＜今後、必要な試験関係の規定を整備。21年試験より実施。＞

3) 設備設計一級建築士の創設

＜制度概要＞

- 一級建築士として5年以上設備設計に従事した者について、講習（講義・修了考査）により、設備設計一級建築士の資格者証を交付。
- 平成21年5月末以降、大規模な建築物（3階建て、かつ、延べ床面積5,000m²以上の建築物）の設備設計については、設備設計一級建築士の関与が義務付けられる。

- 建築設備士の資格を保有する一級建築士は、実務経験の状況を考慮した上で、設計に関する講義・修了考査が免除され、法適合確認に関する講義・修了考査のみとなる。
- （一級建築士になる前の）建築設備士の実務経験も、「一級建築士として5年以上設備設計に従事した」ものと同等に評価。

2. 当面のスケジュール等

1) 政省令の施行時期

平成20年4月（予定）：登録講習機関の登録申請等の準備行為の開始。

11月末（予定）：構造／設備設計一級建築士講習等の開始。

（改正建築士法の施行）

平成21年5月末（予定）：構造／設備設計一級建築士による設計又は法適合確認の義務づけ。（建築基準法の改正）

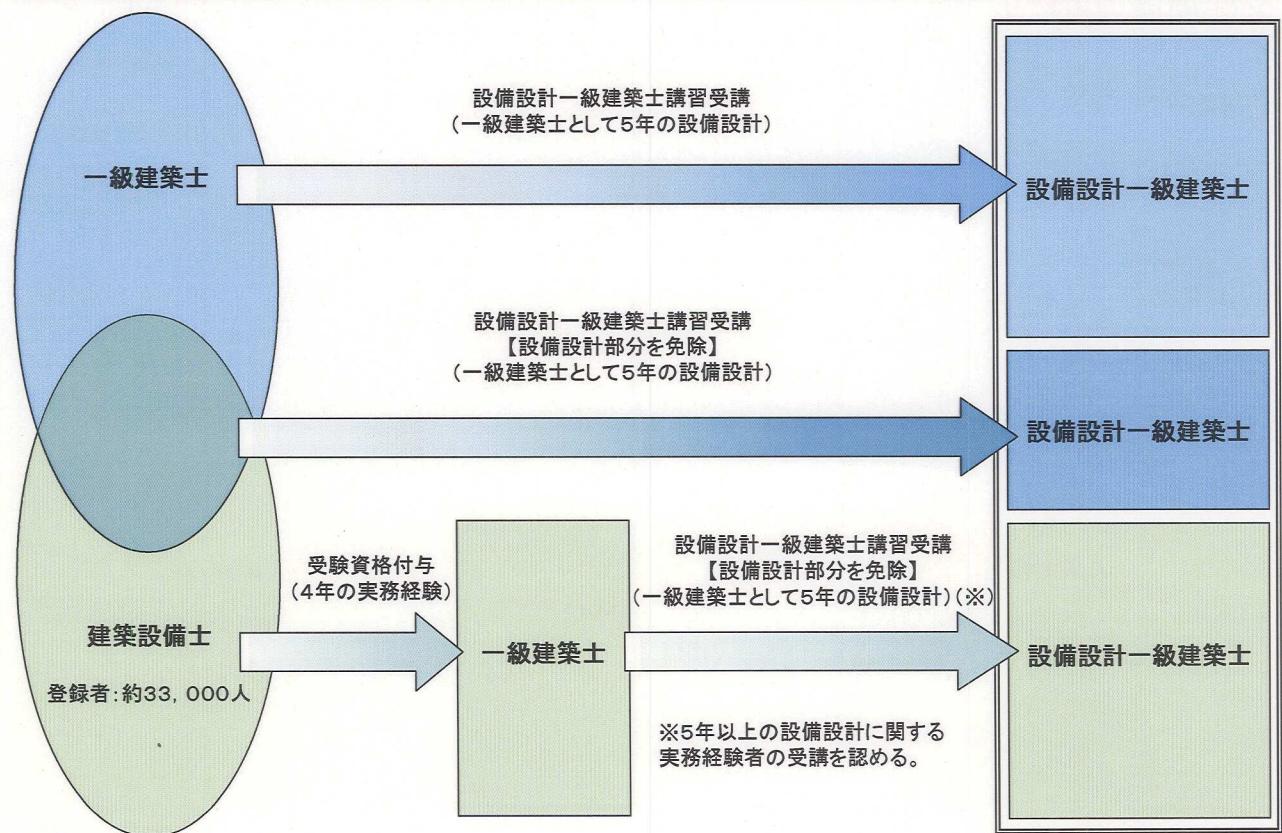
2) 構造／設備設計一級建築士の確保

- ・ 法施行前に実施する「みなし講習制度」を活用し、本年6月より、(財)建築技術教育普及センターにおいて、全国7都市で講習会を開催予定。

3) 業務報酬基準の見直し

- ・ 本年2月から3月にかけて、関係団体等の協力を得て、業務量等の実態調査を行う予定。本年11月末予定の改正建築士法の施行と併せて、業務報酬基準（告示1206号）の見直しを行う予定。
- ・ 見直しにあたっては、昨年6月施行の改正建築基準法による影響も考慮。

必要となる技術者の確保のための措置(設備)



建築士制度の見直しの全体像《建築士に必要な資質・能力の確保》

